

地域の輸送資源の総動員連携プロジェクトチーム設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市の交通空白地域における移動手段を将来的に維持・確保するため、庁内関係部局が連携・協働し、地域の輸送資源を総動員することで、総合的で持続可能な交通体系を再構築することを目的とした、地域の輸送資源の総動員連携プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 プロジェクトチームの所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）既存の公共交通のみならず、教育、文化、福祉、医療、商業、観光等、様々な分野における地域の輸送資源の有効活用に関すること。
- （2）現在及び将来の交通空白地域の抽出及び当該地域の利用者ニーズに応じた交通モードの構築等に関すること。
- （3）観光・レジャー等に係る特定の移動需要及び交通空白時間に対応した輸送手段の環境整備等に関すること。
- （4）プロジェクトチーム等により発議された実証運行の実施に関すること。
- （5）その他総合的で持続可能な交通体系の再構築を推進するにあたって必要な事項に関すること。

（組織の構成）

第3条 プロジェクトチームに次の者を置く。

- （1）リーダー
- （2）サブリーダー
- （3）前条各号に掲げる業務の実施に関し必要な者
- （4）その他リーダーが必要と認める者

2 リーダーは都市整備部次長（交通政策専門監）をもって充てる。

3 サブリーダーは都市計画課公共交通政策担当課長をもって充てる。

（リーダーの職務）

第4条 リーダーは、プロジェクトチームを代表し、会務を総括する。
(サブリーダーの職務)

第5条 サブリーダーは、リーダーの補佐を務め、プロジェクトの進捗管理を行う。

(会議)

第6条 プロジェクトチームの会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じてリーダーが招集する。

2 会議の進行は、リーダーがこれにあたる。

3 構成員は、都合により会議を欠席する場合、代理人を出席させることができることとし、あらかじめ代理人の氏名等を報告することにより、その代理人の出席をもって当該構成員の出席とみなす。

4 リーダーは、必要と認めるときは構成員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 第2条に規定する所掌事務について、地域毎の具体的な施策の検討等を行うため、プロジェクトチームに地域別の部会（以下「部会」という。）を置く。

2 前項の会議については第6条の規定を準用する。この場合において、同条第1項、第2項及び第4項中「リーダー」とあるのは、「サブリーダー」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 事務局は下関市都市整備部都市計画課に置き、会議の円滑な運営のため庶務を処理する。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和8年（2026年）6月8日から施行する。